

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

1 【1-1】 学生の主体的学修を確立するため、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針）とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に裏付けされた学士課程教育の体系化を図り、教養教育担当教員を先導役に効果的・効率的なアクティブ・ラーニングを専門教育へ浸透させ、授業科目の 50%以上をアクティブ・ラーニングに転換する。

- ・ 【1-1-①】 各学部においてカリキュラムの検証を行い教育の体系化を図るとともに、引き続き、授業のアクティブ・ラーニングへの転換を推進する。

2 【1-2】 学部ごとのミッションとディプロマ・ポリシーで明示した学士の資質を保証するため、ルーブリック（達成度を判断する学修基準）等の客観的データを用いた成績評価基準に基づき成績評価を厳格化する。

- ・ 【1-2-①】 成績評価の厳格化に向け、教養教育の到達目標に対応した直接的学修評価ツールとしてルーブリックを活用した成績評価をパイロット運用するとともに、学生の自己評価等による間接的学修評価ツールの検証を行う。

3 【1-3】 留学生の受け入れや日本人学生の留学の機会を拡大させるなど学士課程教育のグローバル化に対応するため、平成 31 年度までに全学部にクォーター制を導入する。

- ・ 【1-3-①】 教養教育にクォーター制を導入し、その教育効果や課題を精査するとともに、引き続き、各部局においてもクォーター制導入に向けて検討を進める。

<大学院課程>

4 【2-1】 教職大学院において、高度な実践的指導力を備えた教員を育成するため、実務家教員と研究者教員、教科専門教員と教職専門教員といった異なる特性を持つ教員でのチーム・ティーチングによる、教育現場の課題に即した実践力や教科指導力の向上を図るカリキュラム及び組織の充実を図り、教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率 90%を確保する。

- ・ 【2-1-①】 チーム・ティーチングによる教育現場での課題に即した実践力や教科指導力向上のためのカリキュラムと組織の充実策を決定するとともに、教職大学院の入学定員の適正化を図り、教員就職率 90%確保のための方策を決定する。

5 【2-2】 修士・博士前期課程において、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を育むため、モジュール化を含むコースワークを導入し、大学や研究科の枠を越えた高度な専門的知識等を体系的に修得させる学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【2-2-①】 引き続き、熱帯医学・グローバルヘルス研究科で、グローバルヘルス領域において幅広い教養、学際性と専門性を兼備した人材を育成するため、領域を包括する分野横断的な教育を実施する。

- ・【2-2-②】工学研究科で、世界展開力強化事業（土木インフラ分野でのインフラ技術者（高度専門職業人）の育成）の実施に向け、単位互換制度をベースとした交流プログラムを実施するとともに、ダブル・ディグリー制度の制度設計について検討を開始する。

6【2-3】博士・博士後期課程において、グローバルリーダーとしての能力を有する人材養成を推進するため、体系的なコースワークの導入や幅広い分野を統合した教育と「熱帯医学・感染症分野」、「放射線医療科学分野」、「海洋生物資源・水環境分野」などにおける強み・特色を生かした独創的な研究活動を通じた一貫した学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-3-①】教員組織を医歯薬学総合研究科から独立させる。それに伴い新たな専攻内及び専攻横断の学位プログラムを開始する。

7【3-1】熱帯医学・感染症、国際保健分野においては、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の東京キャンパスと博士課程の設置を実現するとともに、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの継続体制を構築し、両研究科の有機的連携による修士と博士両課程一貫の大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-1-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科の長崎大学東京サテライトキャンパス（NCGM サテライト）を設置し、社会人入学生を中心に首都圏でのグローバルヘルス人材育成を開始する。

8【3-2】放射線健康リスク領域においては、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、福島県立医科大学と共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）を平成 28 年度に設置するとともに、医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻（博士課程）との連携体制による大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-2-①】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）において放射線医療科学専攻（博士課程）との連携した学位プログラムを展開する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

9【4-1】教育の質の向上に向け、PDCA サイクルによる組織的な教育を実践するため、学修達成度や学生による授業評価等の経年分析に基づいて、評価の高い授業の実践事例報告を行うなどカリキュラムや授業改善に直結する FD を実施し、授業担当専任教員の 75%以上を参加させる。

- ・【4-1-①】学生の学修行動調査、授業改善項目を含めた「授業アンケート」を実施し、その結果を分析しカリキュラムや授業改善に繋がる FD を開発する。

10【4-2】学修成果を把握するため、学修行動調査、ルーブリック、学生ポートフォリオなど客観的データに基づいた分析を行うとともに、平成 31 年度までに大学全体の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立する。

- ・【4-2-①】大学教育イノベーションセンターを中心に、3ポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を考慮した学生ポートフォリオの検証を行うとともに、評価方針（アセスメント・ポリシー）の検討を開始する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

11 【5-1】 本学の戦略に基づき、地域創生の志を持つ学生等を対象とした新たな奨学金制度を創設するなど、経済支援の取組を実施する。また、学生のキャンパスライフの質的向上を図るため、課外活動・福利厚生施設の整備及び利便性やサービスを向上させる。

- ・【5-1-①】 継続して学生への経済支援に対する検討を進めるとともに、修学支援事業基金の募集を開始する。
- ・【5-1-②】 学生に対する支援に係る実績の評価を含めて、設問項目を検討し、学生生活調査を実施する。

12 【5-2】 平成 27 年度に設置したキャリア支援センターを拠点として、キャリア教育、就職相談及び指導助言等を充実させ、就職率を向上させる。また、学生の自主的社会的活動支援組織である「やってみゅーでスク」とともに新たに学生のインターンシップ先の開拓等の支援に取り組む。

- ・【5-2-①】 キャリア支援センターを中心として、キャリア教育科目を充実させるとともに「やってみゅーでスク」等と連携し、県内を含めた学生のインターンシップ先の開拓等に取り組む。

13 【5-3】 障がいのある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」の精神及び本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」で示した方針に基づき、相談・サポート体制等の充実と修学支援備品の拡充に取り組む。

- ・【5-3-①】 引き続き、各部局と連携し障がいのある学生への修学支援の推進・充実を行なうとともに、教職員、学生及びアクセスサポーターへの FD・SD・講習等を実施する。さらに、サポート体制の強化のため、長崎県内の障がい者関連団体等との連携体制を構築する。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

14 【6-1】 カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の実施に際して入学者に求める学力及び入学者選抜の評価基準・方法を明確にしたアドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）を整備し、平成29年度までに社会に周知する。

- ・【6-1-①】 ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと一貫性を確保し、入学者に求める能力や入学者選抜の評価基準等を明確にしたアドミッション・ポリシーを社会に公表する。

15 【6-2】 入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するため、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性等を測る知識偏重ではない多元的評価の方法を開発し、平成32年度までに導入する。

- ・【6-2-①】 入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するための多元的な評価方法について、実証的研究を実施するとともに、面接においては、ガイドラインを策定し、実効性を高めるためにFDを実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

16 【7-1】 研究レベルを一層向上させるため、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分し、特定分野（熱帯医学、血液学他）における論文数、被引用数、Top10%論文割合、国際共著率の国内上位ランキング、及び特定分野（寄生虫学、感染症内科学、放射線・化学物質影響科学他）における科研費新規採択件数上位ランキングを維持する。

- ・【7-1-①】 熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分するとともに、研究分野ごとの論文数、被引用数、Top10%論文割合、国際共著率の国内上位ランキング等を評価する。

17 【7-2】 新たな強み・特色となる研究分野を醸成するため、発展の期待できる研究課題や若手研究グループを公募により選定し、重点研究として学長裁量経費による支援を行う。これらの研究課題を推進力として、IF（impact factor：雑誌論文の引用状況を通じて利用状況を推測する指標）付き論文誌への掲載論文数を760／年（平成22～25年の平均）から860／年に、過去3年間に発表した学術論文の年間被引用数を平成25年の5,500（平成22～24年の論文を対象）から6,300に増加させる。

- ・【7-2-①】 IF 付学術誌に掲載される論文数、論文被引用数の増加及び大型外部資金の獲得件数を増加させるために、引き続き URA による大型予算の募集情報発信、応募支援、論文作成支援を行う。
- ・【7-2-②】 引き続き、発展の期待できる研究課題や若手研究グループを公募により選定し、重点研究として大学高度化推進経費による支援をする。

18 【8-1】 「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」（平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議決定）に基づく国の関与を踏まえるとともに、国内研究機関及び地域との緊密な連携を通して、「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」を中核とした感染症研究拠点の形成を推進する。加えて、新興感染症等の学術研究や、感染症制圧に貢献できる人材育成を担う世界トップレベルの教育研究拠点機能の充実を図る。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1-①】 「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」の設置に向けて、地元住民等の理解を得つつ、実施設計を行うとともに、安全性確保のための管理運営に係る具体的方策を策定し、管理運営組織を構築する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

19 【9-1】 若手研究者のテニユア獲得を支援するため、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度を構築する。

- ・【9-1-①】 優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度を実施可能とする規則を整備し、学内に周知する。

20 【9-2】 先導生命科学研究支援センター、先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るなど研究支援体制を整備し、新規導入機器の使用頻度（22～26年度3,026回：平均605回／年）、創薬・機器開発シーズ（26年度11件）のそれぞれを50%増加させる。

- ・【9-2-①】 平成28年度に移設された創薬機器を共用開始することにより、先導生命科学研究支援センター、先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図り、創薬機器の予約システム、機器担当職員を設定し、新たな研究支援体制を構築することにより、新規導入機器の利用促進を図り、新たな創薬シーズの発掘を行う。

21 【9-3】 外部研究資金の獲得及び大型研究プロジェクトの運営支援強化に向け、優秀なURA（リサーチ・アドミニストレーター：大学等における研究マネジメント人材）を採用するため、常勤化を実現するなどURA組織におけるキャリアパスを構築する。

- ・【9-3-①】 優秀なURAの常勤化を可能とする人事規則及びURAの年俸決定に関する規則を整備する。

22 【10-1】 多様なワークスタイルを実現するため、PDCAサイクルに基づいた日常業務の改善とともに業務の見える化をめざした働き方の見直しをおこない、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、育児休業からの円滑な復帰策の構築等、研究力向上につながる研究環境を整備する。

- ・【10-1-①】 引き続き、学部横断的に働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートとしてコンサルティング、研究支援員配置を実施するとともに、リスタートアップ研究費支給、学内保育園の運営を開始する。

23 【10-2】 介護コンシェルジュを中心に、関連機関・介護施設・地域包括支援センター等と連携し、介護者の孤立を防ぐための交流の場を設けると共に、介護者の心身の支えとなるボランティア人材を育てるなど、仕事と介護の両立を可能とする仕組みを構築する。介護コンシェルジュは学内では介護者・介護リスク者に個別対応を行う。

- ・【10-2-①】 各キャンパスに置く相談窓口において、介護に関する個別相談体制を維持するとともに、引き続き、仕事と介護の両立に関するワークショップ並びに学生、教職員及び地域の人々を対象とするケアラーサポーター育成研修を実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

24 【11-1】 被爆地長崎の大学として、核兵器廃絶研究センター（RECNA）を中心に、「世界の非核化及び北東アジアの包括的な安全保障と非核化」の実現に向けた政策提言を行うとともに、地域密着型シンクタンクとして社会の要請に応える情報発信を行う。

- ・【11-1-①】 北東アジアの非核化を目指した「ナガサキ・プロセス」の定常化を図るため、第2回「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル」をモンゴルで開催するとともに、地域の信頼醸成を促進し、北東アジアの包括的な安全保障と非核化の実現に向けた政策研究基盤を推進する。
- ・【11-1-②】 出版事業として、RECNA 叢書の継続的な発刊、学生教育用の教科書発刊などを実施するとともに、新研究学術誌の創刊準備を進める。

25 【11-2】 学校教育・離島教育支援事業、高大連携・接続事業、教員免許状更新講習事業など地域教育関連事業推進のコーディネート機能を強化するため、「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」及び産学官連携戦略本部の「生涯教育室」の分散した組織を統合し、全学組織とした「地域教育総合支援センター（仮称）」を平成29年度までに設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-2-①】 「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」を再編・統合し、「地域教育総合支援センター（仮称）」を設置する。

26 【11-3】 地域のニーズに応え地域社会の活性化に貢献するため、「道守」人材養成、「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医（歯）学専門家育成」事業など、教育、保健・医療・福祉、経済等の実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムを充実する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-3-①】引き続き、道路インフラ施設の再生・長寿命化に携わる地域人材の育成を図るプロジェクト「“道守”人材養成」をはじめ、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを実施、充実させる。

27【11-4】五島沖海洋エネルギー実証フィールド指定と連動し、実証フィールドと東シナ海を活用した海洋エネルギー、海洋生物資源及び水環境に関する学際的な研究開発体制と人材育成プログラムを、本学を中心に産学官連携で構築する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【11-4-①】海洋未来イノベーション機構の研究体制を充実させ、研究の推進と産学官の連携強化に取り組むとともに、海洋未来技術に係る人材育成体制の整備について検討を開始する。

28【11-5】卒業生の地域就職率を向上させるため、地域に根ざした教育プログラムや地域と連携したキャリア教育を展開するとともに、専門知識・技術に止まらず、協働力、コミュニケーション力、論理的思考力等を含む社会人基礎力など、地域産業が待望する多面的資質を涵養する教育カリキュラムを開始する。また、産学官協働の枠組みにおいてソーシャル・ビッグデータを活用する「地方人材育成プラットフォーム」を創出する。

- ・【11-5-①】引き続き、地域と一体となった長崎県内の就職率向上に取り組む、地域及び企業が必要とする人材を養成する教育プログラムを構築、実施する。

29【11-6】保健・地域医療・福祉の分野で学生教育から社会人教育まで継続する医療人材育成体制の下、へき地で研修する研修医などを増加させることによって、地域医療の再生支援を行うと共に、医療イノベーションの創出を目指した多分野ネットワークを構築する。

- ・【11-6-①】多職種を包含する地域医療人育成を目指した新プロジェクト構想計画を立案するとともに、五島市における調剤情報共有システムを基盤にした研究とICTネットワークの充実により、地域の医療イノベーションを推進する。

30【11-7】関係機関と協働して子供の心の問題に対する支援を行うため、医療、教育、行政のネットワークの中心となる「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年度に設置し、巡回支援等のアウトリーチ活動や研修等を行うとともに支援体制を整備し、子どもの心のエキスパートの地域人材育成を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【11-7-①】「ながさき子どもの心の支援ネットワーク」の構築と長崎県内の教育機関へのアウトリーチ活動を行うとともに、職業実践力育成プログラム及び医学部・教育学部共同教育プログラムの開発を行う。

31【12-1】福島県における復興支援と地域再生に向けた人材育成と帰還帰村支援を強化するため、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【12-1-①】引き続き、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。また、新たに締結した富岡町との包括連携協定に基づき、関連事業を推進する。

32【13-1】研究成果の技術移転を推進するため、学内の最新シーズを発掘してシーズ集を更新するとともに、主要展示会への出展及び企業訪問を行うことにより研究成果を積極的に発信し、地元企業との共同研究実施数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-1-①】引き続き、学内の最新シーズの発掘活動、シーズ集の更新、主要展示会への出展及び地元企業を中心に企業訪問を行い、研究成果を積極的に発信するとともに、地元企業との共同研究実施数を前年度から増加させる。

33 【13-2】 地域創生に資するため、行政関係者、商工団体関係者等との連携に向けたプラットフォームを構築し、地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-2-①】 地域産業・企業の支援体制を強化するために、行政関係者、商工団体関係者等を客員研究員として新たに本学に受入れるとともに、地域創生連絡協議会（行政関係者、商工団体関係者等と連携した地域創生に係るプラットフォーム）を活用した地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を前年度から増加させる。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

34 【14-1】 学生の英語力の向上とともに海外派遣の拡充を図るため、学術交流協定に基づく単位互換の活用、外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%を倍増させるなど、多様な学びの機会を提供する。特に、学部横断型プログラム等の導入によって、日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の実績値である学部2.9%、大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上とする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-1-①】 英語力の向上と海外志向の学生を育成するための学部横断型特別教育プログラムを充実させるとともに、英語での授業を増加させる。
- ・【14-1-②】 引き続き、学生交流に関する覚書を充実させ、単位互換制度などを活用して、日本人学生の留学経験者を増加させる。

35 【14-2】 平成26年4月に新設した多文化社会学部において、卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材を斬新かつ特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて先駆的に育成し、グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等へ輩出及び大学院へ進学させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-2-①】 多文化社会学部において、英語力強化のため「英語カフェ」を継続的に実施し、カフェ参加への動機付けとして英語検定試験対策受講の条件とするなど英語を含めたきめ細やかな修学指導を行う。また、進路指導の一環として企業を招いたセミナーを実施し、就職への興味・関心を促すとともに、各企業の求人活動情報を収集し、学生へ提供する。

36 【15-1】 キャンパスの国際化を図るため、海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成25年度の実績値である2.2%から3.5倍以上を増やして留学生の支援や学術交流協定校などとの国際交流を活発化させるとともに、外国人教員等の割合を30%に増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【15-1-①】 引き続き、学術交流協定校などとの国際交流を活発化させるとともに、英語で専門科目を担当できる教員を採用するなどにより、外国籍の教員や外国の大学で学位を取得した日本人教員等を増加させる。
- ・【15-1-②】 引き続き、留学生の増加に向け、英語などにおいて高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を全学的に増加させる。

37 【15-2】 留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プロ

グラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【15-2-①】派遣元大学や学内での協議を継続し、多様なニーズに対応できる教育プログラムの改編等を進め、交換留学生受入の増加を目指す。
- ・【15-2-②】留学生用宿舎確保のため、職員宿舎及び民間宿舎の具体的活用策に着手するとともに、包括的な生活支援を継続する。
- ・【15-2-③】長崎留学生支援センターと協働し、日本での就職を希望する留学生のための就職情報の収集・提供及びインターンシップ受入企業の開拓などを行う。

38【16-1】海外教育研究拠点と国際交流推進室等を積極的に活用し、これらの機能強化を図るとともに、医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る教育研究を海外で実施するほか、国際機関や各省庁、民間組織、福島県等と連携して、国際貢献に資する取組を実施する。

- ・【16-1-①】国内外教育研究拠点及びフランス放射線防護評価研究所(CEPN)への常駐スタッフ配置により支援体制を維持構築し、国際プロジェクトを推進する。
- ・【16-1-②】ロシアにおける災害・放射線被ばく医療科学推進ネットワークの充実展開を推進する。
- ・【16-1-③】国際協力機構(JICA)によるベトナム・カントー大学プロジェクトの支援を継続するほか、海外フィールドを活用した外部資金獲得のための情報収集及び動向調査を実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

39【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講済者を50%以上。看護師については、翌年度実地指導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。

- ・【17-1-①】新人教育の質の向上を目的に、指導者向け研修会の内容を充実させ、受講率を向上させる。また、質の高い医療人を育成するため、初期研修医のプライマリ外来研修及び新人看護師研修を充実させるとともに、フォローアップ体制を強化する。

40【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室(MFICU)の設置に向けて長崎県との協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第2期中期目標期間最終年度と比較して増加させる。

- ・【18-1-①】総合周産期母子医療センター設置に向け、人材の養成及び医療機器の整備を行う。また、長崎県と引き続き連携を図り、周産期医療体制整備に向けた病床数協議を行う。

41【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。

- ・【18-2-①】移植・再生医療の推進のため、長崎臓器移植推進協議会を中心に、臓器提供推

進事業を継続するとともに、臓器移植希望者への院内コーディネーターを中心とした登録作業の推進、平成 28 年度に施設認定を取得した膵臓移植の登録の開始、脳死下臓器提供の主治医負担軽減のための院内体制整備を行う。また、再生医療の第 3 種認定審査を継続し、細胞療法部を中心とした院内での治療の推進を行う。さらに、緩和ケアに積極的に取り組んでいる地域医療機関との連携を強化する。

42 【18-3】 高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの 2 つの国の指
定に沿った被ばく医療活動を推進する。

- ・【18-3-①】 原子力災害時の医療支援体制の構築を目的として、原発立地県等の原子力災害拠点病院が有する原子力災害医療派遣チームへの研修を実施するとともに、原発立地県等が主催する原子力防災訓練に参加する。さらに、他の高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携強化を目的として定期的な会議等を実施する。

43 【18-4】 海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。

- ・【18-4-①】 国際医療センターの機能を強化し、感染症、熱帯医学、被ばく医療を柱に、一般診療領域、先進医療領域も含めた外国人医師及び医療従事者の研修受け入れ数の増加に努め、継続して国際医療協力をを行う。併せて、平成 28 年度に作成した多言語版国際医療センターHP を基に、外国人患者の高次医療の受け皿としての役割も果たす。

44 【19-1】 先進医療を更に充実させるため、現在症例収集中を含めて新たに5件の承認を得る。また、検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し、臨床検査においては、平成29年度までに国際規格ISO15189認定を取得する。

- ・【19-1-①】 先進医療を充実させるための情報収集・発信を定期的に行いつつ、積極的な申請を促すための検討を行う。また、受託研究契約及び共同研究契約による臨床研究を推進するため、病院における臨床研究の契約・管理及び支援体制を整備・強化するとともに、研究倫理に関する研修プログラムの更なる充実を図る。さらに、移植・再生・細胞医療の研究・開発事業の基盤のひとつとして、Cell Processing Center を活用した移植用組織・細胞バンクシステム運営体制の構築作業を開始する。併せて、ISO15189 認定を維持するため、日本適合性協会（JAB）の定期的なサーベランスに基づく改善を行う。

45 【20-1】 効率的病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率88%以上、患者紹介率70%以上、逆紹介率80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさいネット」の拠点病院数を10施設増の37施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。

- ・【20-1-①】 地域の医療機関との連携を引き続き強化し、安定した初診患者の紹介・逆紹介を維持する。また、平成 28 年 6 月に稼働を開始した新中央診療棟の手術室及び ICU の有効活用を推進するとともに、手術室の稼働状況を分析し、収益増を図る。併せて、島原地区及び対馬地区の拠点病院に対し「あじさいネット」への情報提供病院としての参加を呼びかけ、平成 29 年度中に拠点病院 2 施設の参加を目指す。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

46 【21-1】 多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子どもの課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究

や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育におけるICT活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する教育研究を実施する。

- ・【21-1-①】策定した多様な子どもたちの受入れ方針を具体化した実施計画を策定するとともに、子どもの課題発見・解決力向上を促す先進モデル授業やインクルーシブ教育推進、長崎県の教育課題への対応についての検討結果を具体化し、教育研究の推進策に関する地域展開の方向性と内容を決定する。

47【21-2】実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため、教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み、理論と実践を往還した教育実習に転換する。

- ・【21-2-①】改善された方針の下、教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法を試行する。

48【21-3】教育委員会との連携により、附属学校における一貫教育研究をはじめとして、子どもの確かな成長に資する先導的な教育実践研究に取り組むとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して、その成果を地域に発信する。

- ・【21-3-①】教育委員会と連携して、先導的な教育実践研究計画を試行するとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会や地域の学校の教員を受け入れての研修等の計画を重点領域から開始する。

49【21-4】地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため、教育委員会との連携による課題把握を推進し、教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。

- ・【21-4-①】教育委員会との連携による地域の教育課題の把握を継続し、推進計画に基づき教育学部の教育実践研究推進委員会を中心とした連携・協働による教科・領域等の教育実践研究を試行する。

(4) 大学間連携に関する目標を達成するための措置

50【22-1】国立六大学（千葉大学、新潟大学、金沢大学、岡山大学、長崎大学、熊本大学）連携コンソーシアムにおいて、東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推進本部を活用し、教育、研究、国際連携等の事業を実施するなど、大学間連携による協働を実質化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【22-1-①】「国立六大学連携による新たな国際連携モデルの構築」事業について、各大学のネットワークを活用したアライアンス交流及びミャンマー人材育成支援産学官連携ぷらっとフォームと連携し、ミャンマー留学コーディネーター事業も引き続き推進する。また、「大学間連携を見据えた選抜方法の開発と先導的入試の導入」事業について、引き続き、実施に向けた作業を進める。さらに、東京に設置した連携機能強化推進本部の機能強化を実現する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

51【23-1】ガバナンス機能を強化するため、学長の諮問に応じて調査、企画立案等を行う学長室WG等の学長直轄組織を機能させるとともに、大学執行部と部局運営会議の連携を図り、機動的な大学運営を行う。

- ・【23-1-①】引き続き、大学執行部が部局運営会議に参画し、部局における課題を把握することにより大学運営の改善を推進するとともに、学長室 WG 等の学長直轄組織において、IR 室の機能も活用し、答申や戦略的な提案を行う。

52 【23-2】経営戦略の強化を図るため、IR室において、データ収集体制を整備するとともに、分析手法を開発するなど、平成31年度までにIR機能を確立する。

- ・【23-2-①】戦略的な大学運営に活用するため、データ収集フローの整備、学内データの統一フォーマット化を進めるとともに、多面的なデータ分析を実施する。

53 【24-1】研究者の業務特性に配慮するとともに、教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し、平成31年度までに運用する。

- ・【24-1-①】育児、介護等を必要とする教員を対象としたテレワークの実施に向け、労務管理、情報セキュリティ等の課題解決のため本学労務コンサルタントと連携し、規程等の整備を行う。

54 【24-2】教育研究、管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに、優秀な若手、外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため、年俸制、クロス・アポイントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制を構築し、退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき、拡充する。

- ・【24-2-①】引き続き、教育研究、管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材の確保及び優秀な若手、外国人の採用に際し、年俸制及びクロス・アポイントメント制度を活用する。年俸制については、退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき実行する。

55 【24-3】女性教員を積極的に採用し、在籍率23%を達成する。また、ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職場環境の管理運営）を推進することにより、役員及び管理職における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。

- ・【24-3-①】引き続き、女性リーダー育成プログラム、働き方見直しプログラム、ライフイベントサポートプログラムを実施し、女性教員の仕事と生活の両立支援から登用までの段階にサポートを行うことにより女性教員在籍率を維持する。

56 【24-4】教育・研究の更なる実質化、高度化、グローバル化を実現するため、学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い、学長裁量経費を拡充する。

- ・【24-4-①】安定的な大学運営のため、第3期中期目標期間の人件費削減方針に基づき人件費を削減するとともに、学長裁量経費として戦略的に資源の再配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

57 【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率55%を確保する。また、質の高い教員を養成するため、アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の30%確保、複数免許取得の必修化検討、教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに、平成29年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。

- ・【25-1-①】小学校教員占有率 55%維持のための学部内 PT（教員就職率向上プロジェクトチ

ーム)活動を推進するとともに、アクティブ・ラーニング等による授業促進のためのFDの開催や学校現場で指導経験のある大学教員30%確保のための人事方針の見直しを引き続き行い、複数免許取得必修化のための入試方法の検討、教職大学院の入学定員の適正化を含めた学生規模見直しのための再編計画を策定する。

58【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため、本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど、学部・研究科の組織等の見直しを行う。

- ・【25-2-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科においては入学定員を純増し、長崎大学東京サテライトキャンパス(NCGMサテライト)による学生受入を開始する。さらに平成30年度の熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程の設置及びロンドン大学とのジョイント・ディグリーの創設、並びに人文社会系大学院の設置に向けて、着実に準備を進める。
- ・【25-2-②】千葉大・金沢大との3大学共同大学院「先進予防医学共同専攻」において、大学の枠を超えた予防医学に関する高度教育の実施及び共同研究の推進を図るため、医歯薬学総合研究科に置く「先進予防医学研究センター」を研究科附属教育研究施設に位置付け、専任教員を配置するなど更なる実質化を行う。

59【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため、既存の研究科の組織の見直しを行い、多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【25-3-①】平成30年度の人文社会系大学院の設置に向けて、着実に準備を進める。

60【25-4】経済学部では、平成26年度に学部学生定員を削減したことに伴った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに、グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため、「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に、国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志向した教育プログラムを実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【25-4-①】国際ビジネス教育研究センターでは、現在実施の国際ビジネスプログラムの完成とともに、その総括と内容の見直しをする。また、みらい創造センターにおいてはビジネス実践力育成プログラムの確立を目的として、社会人との共修科目を開講し、平戸市・県北を対象にした離島・へき地集中プログラムを実施する。

61【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【25-5-①】アジア環境レジリエンス研究センターの研究組織を整備するとともに、島原半島地域におけるレジリエンス教育研究推進拠点の形成へ向けた大学及び地域の主体(行政、各種団体)、企業等からなるネットワークを構築する。

62【25-6】熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み、特色を踏まえ、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに、附属練習船及び環東シナ海環境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して、国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。

- ・【25-6-①】熱帯医学研究所の共同利用・共同研究拠点（熱帯医学研究拠点）の展開について、熱研運営協議会（平成28年度設置）及び拠点運営協議会（平成28年度委員一新）において現状の確認及び強みを生かした展開構想（原案）を作成する。
- ・【25-6-②】熱帯医学研究所に設置したNTDsイノベーションセンターによる共同研究の推進を図る。また、NTDs制御のための医薬品研究開発推進拠点形成への準備を進める。
- ・【25-6-③】広島大学原爆放射線医科学研究所、福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センターとのネットワーク型拠点としての連携を強化するため、新たにトライアングルプロジェクトを開始する。
- ・【25-6-④】引き続き、附属練習船において、練習船教育関係共同利用の公募と高等教育機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づいて、共同利用航海を実施する。
- ・【25-6-⑤】環東シナ海環境資源研究センターにおいて、他大学との単位互換制海洋教育実習プログラムによる機能強化を目的に、北大・京大・広大との水産海洋実践教育ネットワークを利用した新たな実習を試行するとともに、全国共同利用の公開臨海実習、長期滞在型プログラム及び他大学提案型のオーダーメイド型実習を継続して実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

63【26-1】事務組織検討WGにおいて、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。

- ・【26-1-①】引き続き、事務の減量を含めた業務改善を行うとともに、事務組織検討WGにおいて検討した事務組織の再編を段階的に実施する。

64【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。

- ・【26-2-①】戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を確保する計画を実施するとともに、引き続き、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。

65【27-1】グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成29年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。

- ・【27-1-①】引き続き、事務職員を対象に英語研修を行うとともに、海外拠点を活用した新たな長期研修制度による研修を実施する。また、他大学と連携した研修制度の構築においては、前年度の状況を踏まえ、継続的な研修が実施できるよう計画を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

66【28-1】基金を含めた外部資金を増加させるため、IR室の分析データを活用した取組を計画的に進めるとともに、自己収入増進WGにおいて増収方策を検討し、自己収入を増加させる。

- ・【28-1-①】外部資金及び自己収入増加に向けて策定された戦略的取組について、基金の一本化や資産の貸付けなどを段階的に実行に移す。

67【28-2】研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を0.55件/人に増加させるとともに、

大型研究費（総額5,000万円以上）においても獲得件数を増加させる。

- ・【28-2-①】外部資金への応募書類の質を向上させるため、URA による応募書類のブラッシュアップ支援の強化、部局ブラッシュアップ体制の構築、書き方セミナーの開催などを行うとともに、英語論文書き方セミナーなどの論文作成支援を継続して行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

68【29-1】管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。

- ・【29-1-①】財務分析情報を周知して効率的な執行を促すことにより一般管理費の抑制を図る。また、業務点検により更なる合理化やアウトソーシングなどの管理的経費の抑制策の実行に向けた検討を引き続き行うとともに、新たな抑制策の検討を開始する。

69【29-2】財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度2回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。

- ・【29-2-①】予算執行状況や財務分析情報について、定期的に学内へ情報提供することにより効率的な執行を促し、予算の計画的執行のための資料として活用するとともに、監事との協議の際の資料として活用する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

70【30-1】資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器については、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して10%増加させ、利用を促進させる。

- ・【30-1-①】資産の利用状況調査により、不効率資産の利用拡大を促し、不用資産については処分又は貸付けを進めるとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を進める。また、共用機器については、計画的な更新及び新規導入、専用機器からの共用化等により対象数全体を前年度から増加させ、機器情報の周知及び予約システムの充実等により利用を促進させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

71【31-1】第2期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。

- ・【31-1-①】中期計画の達成数値指標（KPI）を用いて部局等の新たな評価を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

72【32-1】大学ポータルサイトを活用した情報発信を行うとともに、ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成30年度までに構築し、積極的・戦略的に大学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また、メディアミクスを意識したネット情報展開により、大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。

- ・【32-1-①】各ステークホルダーに適した会員制組織の一部として、全学同窓会の組織を見直し、従来よりも広い範囲を対象とした新しい体制の全学同窓会の計画を具体化させるとともに、フォーリン・プレスセンターを経由した情報発信を定期的に行う。

73 【33-1】日本古写真の世界拠点を形成するため、日本古写真を総合的に検索可能とするデータベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキング日本10位以内を維持する。

- ・【33-1-①】本学が保有する日本古写真のグローバル・データベースを拡充するとともに、他機関との連携事業を開催して情報発信を行う。
- ・【33-1-②】本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキングの向上を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

74 【34-1】キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。

- ・【34-1-①】教育・研究の基盤となるキャンパスの整備・活用を図るため、老朽化対策等キャンパス整備を推進する。また、適切な維持管理を図るため、文教町団地におけるインフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、更に、施設の有効活用を図るため、坂本団地の施設利用状況調査を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

75 【35-1】労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。

- ・【35-1-①】安全衛生講座では内容に関するアンケート等を用いて評価し、職員の二次健診対象者に新たな勧奨方策を実施する。前年度の健診調査に基づき、健康増進の自己啓発方法や減量プログラムの計画を立案する。学生のメンタルヘルスチェックの対象学年を増やし、教職員に対してはストレスチェックの結果を職場環境の改善に活用する。

76 【35-2】学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危機管理体制の下、安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。

- ・【35-2-①】危機管理に関する規程・マニュアルや事業継続計画について検証を行うとともに、防災訓練の内容充実、危機管理に関する研修会、毒劇物の適正管理の周知など組織的な取組を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

77 【36-1】 情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。

- ・【36-1-①】 情報セキュリティ対策を強化するため、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）等による監視活動の強化を図るとともに、新たな脅威に対する防御対策を推進する。また、「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」の設置に向けた情報セキュリティ対策の検討を開始する。

78 【36-2】 不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし、不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに、定期的な内部監査を実施する。

- ・【36-2-①】 引き続き、不正防止計画の対応状況をモニタリングし、リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し、内部監査を年3回、定期監査として実施する。

79 【36-3】 法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事への情報提供等の支援体制整備により、監事機能の強化を図るとともに、監査対象の重点化など効率的な監査を実施する。

- ・【36-3-①】 監事への懸案事項や新たな課題に関する情報提供等の支援強化により、監事監査対象の重点化を図り、監査を効率的に実施する。

80 【37-1】 公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learning の導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。

- ・【37-1-①】 研究不正行為防止体制及び公的研究費不正使用防止体制の検証結果に基づき、実効性のある対応を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4,020,425 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・立岩職員宿舍の土地（長崎県長崎市立岩町 201 番，1,677.94 m²）を譲渡する。
- ・水産学部附属練習船長崎丸（長崎県長崎市，全長 62.87m）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の基幹・環境整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
(医病) 基幹・環境整備 (支障 建物撤去等)	総額 4,426	施設整備費補助金 (156)
(坂本) 基幹・環境整備 (地盤 調査等)		船舶建造費補助金 (4,045)
附属練習船長崎丸建造		長期借入金 (184)
小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (41)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

○ 採用方針

引き続き、年俸制及びクロス・アポイントメント制度を活用し、教育研究や管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材の確保及び優秀な若手、外国人を積極的に採用する。

また、女性教員の仕事と生活の両立支援から登用までの段階において様々なサポートを行うことにより女性教員在職率を維持する。

○ 人事管理方針

人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。

また、育児、介護等を必要とする研究者の働き方に関して、より柔軟な勤務形態であるテレワークの導入に向け、労務管理、情報セキュリティ等の課題解決のため本学労務コンサルタントと連携し、規程等の整備を行う。

○ 人材育成方針

引き続き、若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。

- (参考1) 平成29年度の常勤職員数 1,717人
また、任期付職員数の見込みを 512人とする。
(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 25,886百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,068
施設整備費補助金	156
船舶建造費補助金	4,045
補助金等収入	774
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	41
自己収入	32,565
授業料, 入学金及び検定料収入	5,447
附属病院収入	26,653
財産処分収入	-
雑収入	465
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,446
引当金取崩	638
長期借入金収入	184
貸付回収金	-
目的積立金取崩	6
出資金	-
計	57,923
支出	
業務費	46,532
教育研究経費	21,863
診療経費	24,669
施設整備費	381
船舶建造費	4,045
補助金等	774
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,446
貸付金	-
長期借入金償還金	2,745
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	-
出資金	-
計	57,923

注)

1. 「運営費交付金」のうち, 平成 29 年度当初予算額 16,006 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 62 百万円
2. 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 平成 29 年度当初予算額 2,865 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 581 百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 25,886 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	53,785
經常費用	53,785
業務費	46,493
教育研究経費	4,371
診療経費	12,168
受託研究費等	2,000
役員人件費	165
教員人件費	14,540
職員人件費	13,249
一般管理費	2,010
財務費用	354
雑損	-
減価償却費	4,928
臨時損失	-
収益の部	53,922
經常収益	53,922
運営費交付金収益	15,966
授業料収益	4,582
入学金収益	630
検定料収益	119
附属病院収益	26,653
受託研究等収益	2,156
補助金等収益	720
寄附金収益	859
施設費収益	65
財務収益	15
雑益	798
資産見返運営費交付金等戻入	612
資産見返補助金等戻入	521
資産見返寄附金戻入	225
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	-
純利益	137
目的積立金取崩益	6
総利益	143

注) 損益が均衡しない理由

純利益及び総利益には、附属病院における借入金（建物、診療機器等の整備のための借入金）の元金償還額が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益等を計上している。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	62,379
業務活動による支出	49,983
投資活動による支出	5,195
財務活動による支出	2,745
翌年度への繰越金	4,456
資金収入	62,379
業務活動による収入	52,791
運営費交付金による収入	16,006
授業料，入学金及び検定料による収入	5,447
附属病院収入	26,653
受託研究等収入	2,504
補助金等収入	774
寄附金収入	942
その他の収入	465
投資活動による収入	4,242
施設費による収入	4,242
その他の収入	-
財務活動による収入	184
前年度よりの繰越金	5,162

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

文化社会学部	多文化社会学科	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	960人 (うち教員養成に係る分野 960人)
経済学部	総合経済学科	
	・昼間コース	1,080人
	・夜間主コース	250人
医学部	医学科	727人 (うち医師養成に係る分野 727人)
	保健学科	452人
歯学部	歯学科	300人 (うち歯科医師養成に係る分野 300人)
薬学部	薬学科	240人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人)
	薬科学科	160人
工学部	工学科	1,520人
環境科学部	環境科学科	530人
水産学部	水産学科	440人
教育学研究科	教職実践専攻	76人 (うち専門職学位課程 76人)
経済学研究科	経済経営政策専攻	30人 (うち博士前期課程 30人)
	経営意思決定専攻	9人 (うち博士後期課程 9人)
工学研究科	総合工学専攻	440人 (うち博士前期課程 440人)
	生産システム工学専攻	45人 (うち博士後期課程 45人)
	グリーンシステム創成科学専攻	25人 (うち博士課程 25人)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	70人 (うち博士前期課程 70人)
	環境科学専攻	50人 (うち博士前期課程 50人)
	環境海洋資源学専攻	36人 (うち博士後期課程 36人)
	海洋フィールド生命科学専攻	25人 (うち博士課程 25人)
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	40人 (うち修士課程 40人)
	災害・被ばく医療科学共同専攻	20人 (うち修士課程 20人)
	医療科学専攻	244人 (うち博士課程 244人)
	新興感染症病態制御学系専攻	80人 (うち博士課程 80人)
	放射線医療科学専攻	26人 (うち博士課程 26人)
	先進予防医学共同専攻	20人 (うち博士課程 20人)
	生命薬科学専攻	102人 (うち博士前期課程 72人 博士後期課程 30人)
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	52人 (うち修士課程 52人)

附属幼稚園	140 人 学級数 5
附属小学校	588 人 学級数 21
附属中学校	420 人 学級数 12
附属特別支援学校	60 人 学級数 9